

市長定例記者会見



令和2年10月23日	
所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

「チャレンジを応援するまち、あまがさき」の実現に向けて アサヒ飲料クラブチャレンジャーズと尼崎市は、包括連携協定を締結します

尼崎市は、10月23日に、尼崎市をホームタウンとしてXリーグで活躍を続ける「アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ」と包括連携協定を締結します。

同チームではこれまでも、本市クリーン運動への参加や地区まつりでの出店、マスク1万枚の寄付など、地域貢献に積極的に取り組んでこられました。また、チームソングの歌詞に市の木である「ハナミズキ」を用いるなど、「あまらぶ」なチームでもあります。

協定の締結を契機として幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、市民サービスの向上とともに、「チャレンジを応援するまち、あまがさき」の実現に向けて、「ワンチーム」となって取り組んでいきます。



1 協定名称と締結日

協定名称：「尼崎市とアサヒ飲料クラブチャレンジャーズとの包括連携協定」（別紙参照）

締 結 日： 10月23日（令和3年3月31日まで（1年毎に更新））

2 主な連携内容

- ・健康・スポーツの増進及びスポーツを活用したまちづくりの推進に関すること
- ・教育の充実、子ども・子育て及び次世代育成に関すること
- ・地域経済、産業の発展及び観光の振興に関すること

ほか、計10項目

3 締結式

と き 10月23日(金)午後2時30分から3時30分まで

と ころ 尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者 尼崎市長 稲村和美

アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ代表 鍛次 茂（かじ しげる） 他

4 今後について（参考：連携事項別の具体的取組）

市立小学校でのフラッグフットボール教室の開催における連携を予定しているほか、各種地域活動における協力などについて、協議、検討を進めていきます。

以 上

連携事項別の具体的取組

1 既に実績のある取組

取組内容	関連する連携事項
・ 地区まつりへの出店	(1)地域コミュニティの活性化 (8)地域経済、産業の発展及び観光の振興 (9)まちの魅力発信、シビックプライドの醸成
・ 子ども食堂への食材提供（米）	(4)教育の充実、子ども・子育て
・ マスク 1 万枚寄付	(7)防災、防犯など、まちの安全・安心
・ クリーン活動の実施	(10)環境保全

※警察と協力した大麻撲滅キャンペーンや、商店街と連携した PR 活動も実績有り

2 実施に向けて具体的な調整を行っている取組

取組内容	関連する連携事項
・ フラッグフットボールの活用 フラッグフットボール教室を小学校や地域で開催する。（長洲小学校での実施に向けて協議中）	(1)地域コミュニティの活性化 (3)健康・スポーツの増進 (4)教育の充実、子ども・子育て

3 今後想定される取組

取組内容	関連する連携事項
・ チアリーディング教室の実施	(1)地域コミュニティの活性化 (3)健康・スポーツの増進 (4)教育の充実、子ども・子育て
・ 所属外国人選手による異文化交流の取組	(4)教育の充実、子ども・子育て (5)人権の尊重・多文化共生
・ 高齢者や子どもの見守りなど	(6)高齢者や障がい者支援、地域福祉
・ 試合開催を通じた地場産業の PR 試合開催時に、本市地場産業のブースや屋台を出店するなどの取組を行う。 ※商工会議所との関係づくりを進めている	(8)地域経済、産業の発展及び観光の振興
・ ホームタウンとしてのシビックプライドの醸成 各種の取組やチームの活躍を通じて、市民がホームタウンとしての誇りを持つとともに、シビックプライドの醸成につなげる。	(9)まちの魅力発信、シビックプライドの醸成

尼崎市とアサヒ飲料クラブチャレンジャーズとの包括連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料クラブチャレンジャーズ（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、市民サービスの向上とともに、「チャレンジを応援するまち、あまがさき」の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 生涯学習の推進に関すること
- (3) 健康・スポーツの増進及びスポーツを活用したまちづくりの推進に関すること
- (4) 教育の充実、子ども・子育て及び次世代育成に関すること
- (5) 人権の尊重・多文化共生・男女共同参画の推進に関すること
- (6) 高齢者や障がい者支援等を推進し、地域福祉の充実を図ること
- (7) 防災、防犯など、まちの安全・安心に関すること
- (8) 地域経済、産業の発展及び観光の振興に関すること
- (9) まちの魅力を発信し、シビックプライドの醸成を図ること
- (10) 環境保全に関すること
- (11) 前各号のほか、本協定の目的のために必要と認める事項

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの連携事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をも

って更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和2年10月23日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長

(乙) 尼崎市東向島東之町1番地

アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ

代 表